

令和 8 年度

飯山市公式ホームページ再構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年（2026 年） 6 月

飯山市 総務部 事業戦略課

【目次】

1. 業務の概要	3
1.1 業務名.....	3
1.2 目的.....	3
1.3 業務内容.....	3
1.4 委託期間.....	3
1.5 提案上限額.....	3
1.6 支払い方法.....	3
2. プロポーザルに関する事項	4
2.1 参加資格.....	4
2.2 スケジュール.....	5
2.3 質疑及び回答.....	5
2.4 参加申込書の提出.....	5
2.5 企画提案書などの提出.....	6
2.6 企画提案書などの作成.....	7
2.7 優先交渉権者などの選定方法.....	7
2.8 契約.....	8
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項.....	9

1. 業務の概要

1.1 業務名

令和8年度 飯山市公式ホームページ再構築業務

1.2 目的

飯山市公式ホームページは、平成22年度(2010年度)に再構築を行ったが、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理運営が困難な状況となっている。また、飯山市公式ホームページ市民検討会において、利用者目線での見やすさや、情報の探しやすさ等に課題があるなど、さまざまな意見が寄せられ、サイト構成やシステム的な問題への対応が求められている。

そのため、新たにCMSを導入するとともにコンテンツの充実も図り、ホームページの全面的な再構築を行う。

については、業務の取り組み方針やシステム機能などの提案を広く受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

「【別紙】令和8年度 飯山市公式ホームページ再構築業務委託 仕様書」のとおり

1.4 委託期間

契約日から令和9年(2027年)3月31日まで

(ただし、再構築後のホームページの公開は、令和9年(2027年)3月中とする)

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、22,000,000円以内とする(消費税および地方消費税を含む)。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。また、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模の上限を示すものであることに留意すること。

1.6 支払い方法

本業務にかかる費用は、完了検査終了後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込む。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において以下の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 過去 5 年以内に、市区町村において、CMS の導入を前提とする公式ホームページの構築業務を元請けとして受注し、履行した実績があること。なお、当該ホームページは現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約していること。
 - (2) 過去 5 年以内に、市区町村の公式ホームページに対して、JIS X 8341-3:2016 の「達成基準 A、AA」に準拠した実績があること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 自己、自社の役員、又は社員その他経営に関与する者が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
 - (6) 飯山市入札参加資格者名簿（物品・委託（役務））に登録を行っている者。

ただし、本プロポーザルの参加申込と併せて、入札参加資格申請を行った者は除く（申請手続を行ったことが確認できる書類を提出すること）。なお、申請後に入札参加資格を認めないと判断したものは参加できない。
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、又はプライバシーマークの認定を受けていること。（認定書の写しを添付すること）
- ※(2) から (5) までについては、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。
- ※「公式ホームページ」とは、市区町村の代表ホームページとして組織横断的に情報発

信を行うホームページをいう。そのため、一部業務のみを対象とした個別サイト、特設サイト、所属単位のホームページ等の構築業務は対象外となる。

2.2 スケジュール

項目	日程
1. 公告・募集要領の公表	令和8年(2026年)6月19日(金曜日)
2. 質疑書の受付期限	令和8年(2026年)6月26日(金曜日)
3. 質疑書に対する回答期限	令和8年(2026年)7月1日(水曜日)
4. 参加申込書提出期限	令和8年(2026年)7月6日(月曜日)
5. 参加資格確認通知	令和8年(2026年)7月9日(木曜日)
6. 企画提案書提出期限	令和8年(2026年)7月15日(水曜日)
7. 一次審査結果通知(書類審査)	令和8年(2026年)7月22日(水曜日)
8. 二次審査 (企画提案及びプレゼンテーション)	令和8年(2026年)8月10日(月曜日)
9. 最終選考結果通知・公表	令和8年(2026年)8月18日(火曜日) 予定
10. 契約締結・業務開始	令和8年(2026年)8月28日(金曜日) 予定

2.3 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式5】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.3.1 質疑書の提出

(1) 提出期間

令和8年(2026年)6月19日(金曜日)から6月26日(金曜日)17時まで

(2) 提出場所・方法

事業戦略課へ持参、又は電子メール(senryaku@city.iiyama.nagano.jp)にて提出すること。なお、件名は「飯山市公式ホームページ再構築業務質疑」とすること。また、電子メールで提出した際は、必ず電話で電子メールが届いているか確認すること。

2.3.2 質疑書の回答

質疑書提出期間内に受理したすべての質疑書の内容及び回答は、令和8年(2026年)7月1日(水曜日)に、飯山市公式ホームページにて公開する。

2.4 参加申込書の提出

2.4.1 提出期間

令和8年(2026年)6月19日(金曜日)から7月6日(月曜日)17時まで

2.4.2 提出場所・方法

事業戦略課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参、又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きし、提出期限までに書留郵便にて必着のこと。

※電子メールでの提出は不可とする。

2.4.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 【様式1】参加申込書
- (2) 【様式2】誓約書
- (3) 【様式3】受注実績調書
- (4) 【様式4】会社概要書

2.4.4 参加資格確認通知

令和8年(2026年)7月9日(木曜日)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.4.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(様式任意)を事業戦略課へ事前に電話連絡のうえ、提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1者1案とする。

2.5.1 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書(任意の様式) ※1者1案とする	8部
2. CMS機能要件一覧表 【別紙1】	8部
3. 費用見積書(構築費用) 【様式6】	2部
4. 費用見積明細書(構築費用) 【様式6別紙】	2部
5. 費用見積書(保守費用) 【様式7】	2部
6. 費用見積明細書(保守費用) 【様式7別紙】	2部
7. 提出書類(上記1~6)の電子データ(CD-R又はDVD-R)	1枚

2.5.2 提案書などの提出

- (1) 提出期間

令和8年(2026年)7月15日(水曜日)17時まで

(2) 提出場所

事業戦略課へ事前に電話連絡のうえ、「2.5.1 提出書類」一式を提出すること。

(3) 提出方法

- (ア) 持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間で受け付ける。
- (イ) 郵送の場合は、封筒に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きし、提出期限までに書留郵便にて必着のこと。
- (ウ) 電子メールでの提出は不可とする。

2.6 企画提案書などの作成

2.6.1 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費及び令和8年度(2026年度)保守費など、再構築業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は22,000,000円以内とする(消費税及び地方消費税を含む)。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2) 保守費用

令和9年度(2027年度)以降の単年度のハードウェア及びソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。

なお、保守費用については、2年目以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

書類審査による一次審査と企画提案書及びプレゼンテーションによる二次審査で評価及び採点(1,000点満点)を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2.7.1 一次審査(170点)

【別紙3】審査実施要領に沿って、評価し、点数化する。

(1) 基準点(150点)・・・CMS機能要件一覧表

※「必須」要件に「×」がある場合は参加できないものとする。

(2) 実績評価点(20点)・・・【様式3】受注実績調書

2.7.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和8年(2026年)7月22日(水曜日)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

また、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じないものとし、審査内容についても開示しない。

2.7.3 二次審査（830点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、評価し、点数化する。

- (1) 企画提案及びプレゼンテーション評価点(700点) …企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答含む）
- (2) 価格点ア(50点) …費用見積書（構築費用）
- (3) 価格点イ(80点) …費用見積書（保守費用）

2.7.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計（1,000点満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1者の場合及び最高評価点獲得者が2者以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.5 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

審査の結果は、参加者全員に対し、令和8年(2026年)8月18日（火曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する予定。

なお、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じないものとし、審査内容についても開示しない。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和8年(2026年)8月18日（火曜日）に本市ホームページ上に公表する予定。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和8年(2026年)8月28日（金曜日）以降に本業務にかかる契約を締結する予定。

ただし、「仕様書4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象ページ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。この場合の費用変更は移行対象ページ数の増減に限るものとし、提案時の移行対象ページ数に係る単価及びその他項目の増額変更は一切認めない。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、飯山市財務規則（昭和 54 年規則第 5 号）などの定めるところによる。

2.8.4 契約期間

(1) 再構築業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日までとする。

(2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和 9 年度（2027 年度）以降の運用保守については、別途契約をする予定。

2.8.5 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合における、契約保証金に代わる担保については、飯山市財務規則第 124 条第 2 項による。なお、飯山市財務規則第 124 条第 3 項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、又は無効とする。

(1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

(2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

(5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

(6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

(1) 提出された企画提案書などは返却しない。

(2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、及び再提出は認めない。

(3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

(4) 企画提案書などの作成、提出及びプレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は飯山市情報公開条例（平成28年条例第3号）に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

飯山市 総務部 事業戦略課 情報政策係 （課長）藤澤 （担当）久保田、萩原
〒389-2292
長野県飯山市大字飯山 1110-1
TEL 0269-67-0724（課代表）
FAX 0269-62-5990
E-mail senryaku@city.iiyama.nagano.jp